

## 御園小 警報発令時等における児童の登下校並びに授業の実施について

警報が発令されている時は、児童の登下校や授業について、次のように対応いたします。  
保護者の皆様のご理解とご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



### (1) 「暴風警報」

- ① 始業時(8:15)前に発令されている場合・・・自宅待機  
⇒待機中に警報が「解除」された時間によって、次のように登校します。

- (ア) 9:00までに「解除」・・・11:00までに登校(4限目からの準備)、給食実施、午後も授業。  
(イ) 9:00～11:00までに「解除」・・・13:00までに登校(午後の授業の準備)、食事は自宅  
(ただし、もともと5限授業の学年は1、2限目の授業を実施)  
(ウ) 11:00に「解除」されない場合・・・当日の授業中止。(登校しない)

※「解除」後でも、登校途中に危険が予想される場合は、保護者の判断で登校させず、学校に連絡ください。

- ② 登校後に「暴風警報」が発令された場合・・・「安全確認の上」、原則として、直ちに授業を中止して帰宅  
⇒下校先は次のとおりです。

- (ア) 前日配布の台風接近に伴う全員提出カードの場所へ速やかに児童を帰宅させます。  
(イ) 周囲の状況から、安全に帰宅できないおそれがある児童については、校内の安全な場所に待機させる等、適切な方法をとります。

### (2) 「大雨洪水警報」※大雨特別警報発令の場合は(1)の「暴風警報」と同じ扱いとし、『直ちに身を守る行動』を取ってください。

- ① 始業前に発令されている場合・・・登校させるかどうか、次の基準により各家庭でご判断ください。

- (ア) 安全に登校できないおそれがある場合は、自宅待機させて、学校へその旨を連絡してください。  
(イ) 周囲の状況などを把握した上で、危険でないとご家庭で判断される場合は、登校させてください。

※学校は教育委員会・関係機関等と連絡をとり、状況把握や対応の検討に努めますが、「大雨洪水」の場合は、校区内の全地域の状況を把握することが難しい場合がありますので、ご家庭で判断していただくこととしています

- ② 登校後に「大雨洪水警報等」が発令された場合・・・状況等を判断し、必要かつ適切な措置をとります。

- (ア) 早く下校させることが必要と判断した場合は、授業をうちきり、地域ごとに担当者が引率して、子どもたちを集団下校させます。(下校先は、前日配布の台風接近に伴う全員提出カードの場所)  
(イ) 周囲の状況などから下校させることが危険な場合は、校内で待機させます。  
(ウ) 途中下校させる必要がない場合は通常授業を行います。

○「暴風警報」、「大雨洪水警報」が発令される場合、次の地域についての警報が該当します。

★ 三重県全域                      ★ 三重県南部                      ★ 伊勢志摩地方

○ 保護者への連絡方法・・・緊急メールで行います。

### (3) 「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」

「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」が発令された場合

- (ア) 始業前に発令された場合には、休校とします。  
(イ) 登校後に発令された場合、原則として、直ちに授業を中止して、全員を学校待機(避難)とします。保護者の方のお迎えがあるまで、お預かりします。

### (4) 「在学中に大地震」が発生した場合

全員を学校待機(避難)とします。保護者の方のお迎えがあるまでお預かりします。(ライフラインが停止している場合があるのでご注意ください。)

### (5) 「在学中に当地域に津波警報」が発令された場合

全員を学校待機とし、その後の情報により、下校させるかどうか判断します。(緊急メールでお知らせします。)